

審議会・評価員会等の実施

■審議会・評価員会等の開催状況

事業の選携に合わせて土地区画整理審議会や評価員会などを随時、開催しております。また、新しい街のデザインや地域の活性化PR方法などについて、まちづくり推進協議会も随時、開催し、検討を進めていく予定です。







第11回評価員会

平成20年8月5日(火)

・保留地の一部変更について (諮問第6号) など

第13回審議会 第18回協議会

平成20年8月6日(水)

- ・仮換地の変更について(諮問第22号)
- ・保留地の一部変更について(諮問第23号)
- ・第7回仮換地の指定について(諮問第24号) など

第14回審議会 第19回協議会

平成20年11月26日(水)

- ·第8回仮換地の指定について(諮問第25号)
- ・仮換地の軽微な変更について
- ・説明会、個別相談会の結果報告について など

■第2期審議員の改選手続きが進められています!

平成15年11月より事業を開始した東地区も、今秋丸5年を迎えました。

権利者の代表者で構成されています『土地区画整理審議会委員』も来年3月をもって任期が満了となります。5年間、事業進捗に関わる数々の諮問内容についてご審議をいただき、誠にありがとうございました。 今後、第2期審議員の具体的な改選手続きを進めていく事となります。 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■阿見吉原西·南地区の『まちづくり』に関する説明会などが開かれました!



『圏央道やアクセス道路の開通』、『来夏、あみP.Oのオープン』など、吉原地区を取り巻く事業環境は大きく進展してまいりました。

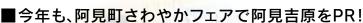
このような状況から、西地区、南地区についても本格的な 『まちづくり』を検討していく事が望ましい時期と考え、10月~ 11月にかけ、説明会や個別相談会を実施いたしました。

また、同時に権利者の方全員に『土地利用計画(案)策定に係る土地活用意向調査』についてもご協力をいただきました。

今後は、この意向調査でいただいたご意見などを参考にしつつ、権利者の皆さま方と一緒に『まちづくりについての検討』 を進めてまいります。

づくりイベントの開催





10月26日、阿見町総合保健福祉会館を会場に、さわやかフェア2008が開催 され、「阿見吉原地区まちづくり推進協議会」がPRブースを出展しました。

当日は大勢の皆さんにお立ち寄りいただき、「あのアウトレットが出来る街!?」 といった驚きと期待の声をたくさんいただきました!

まわりに飾ってあるのが、当日ちびっこ達に描いてもらった塗り絵の一部です。 アミラも町民の方にかなり浸透してきましたよ!大人気でした\(^O^)/









⑩ 1位 賑わい・活性化



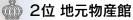
() 2位 道路交通網の整備

(前) 3位 産業の活性化

吉原地区に期待する施設



(値) 1位 ショッピングセンター



(3位 映画館等の娯楽施設

TOPICS

祝☆今秋!仙台泉プレミアム・アウトレットがオープンしました!



10月16日に、チェルシージャパン㈱の国内出店7番目と なる「仙台泉P.O」が、宮城県仙台市の泉パークタウン内にオー プンしました!

店舗が立地した泉パークタウンの周辺には、ホテル、ゴル フ場、乗馬クラブなどもあり、P.Oの登場で、泉パークタウンに 住んでいる方や、訪れる人々にとってもさらに魅力溢れる街 として、たくさんの人々で賑わっています。

平成21年はいよいよ[あみP.O]の番です!楽しみですね。





































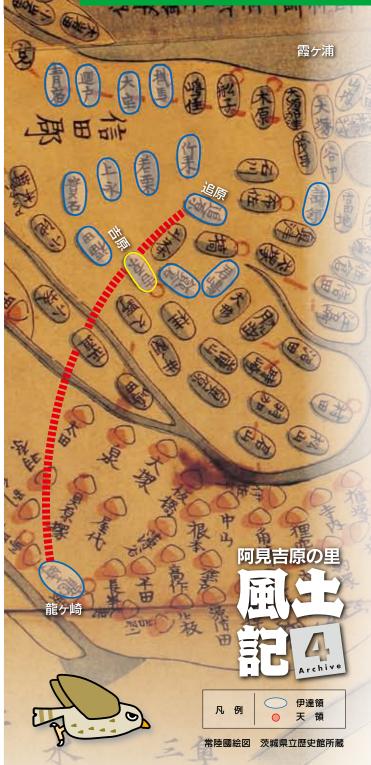






阿見吉原の里風土記





■吉原と仙台伊達~400年の物語~

江戸の昔、吉原周辺の村々は大半が『仙台伊達藩領』でありました。常陸伊達領は、阿見を中心に一万石の丸行地が設けられ、その本陣は龍ヶ崎に置かれていたと云います。

しかし、吉原だけは幕府直轄の『天領』。何故なのか?何か理由があったはず・・・。この小さな疑問は、まちづくりが進むと共にどんどんと膨らんでいくのでした。

そんな折も折、吉原にP.Oの進出が決まり、それに先駈け、今 秋仙台でもP.Oがオープンする・・・何とも不思議な力に導かれ るようにして、私達は吉原と仙台伊達との数奇な関わりについ て調べる事に・・・。

詳細については近日、地権者会などでお話させて戴くとして、 ここではその触りを・・・

幕府は、大名領を一場所に集約させず、各地に分散させたと 云います。伊達政宗を『天下簒奪の野望者』として危険視してい た徳川家康は、伊達領の配置には、特に気を回した事でしょう。

吉原天領地も、このような背景のもと定められたのではないかと考えます。

吉原には今でも『代官山』という地名が残っています。 もしかして幕府は、龍ヶ崎と阿見を結ぶ交通の要衝:吉原の 地で『伊達に対し、睨みを効かしていた!』のかも知れませんね?

寛永2年8月(1625年)、齢六十にして政宗は、初めて常陸 領見分を行います。江戸から龍ヶ崎、そして阿見追原まで足を 伸ばし、鷹狩を行ったとの記録も残っています。

400年前の真夏日に政宗が歩いた道・・・それは、 奇しくも現在の県道竜ヶ崎阿見線BPのほぼ計画ルートになります。

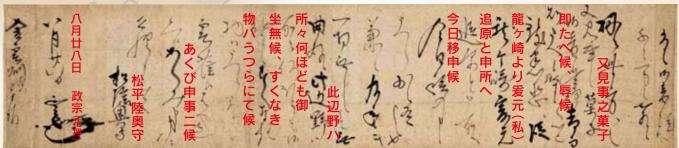
追原への道程の途上、吉原を通過する際、休息し喉の渇きを癒す政宗。 『何と良い土地だ。ここに城下を作ったらどんな街に・・・』

都市プランナー政宗は交差する街道 筋で、こんな事を想い描いたやも知れ ませんね(*^ ^*)

これはこれは・・・・史実にない夢物語 を語ってしまいました。

悪しからず・・・





『追原鷹狩りについての伊達政宗書状』 大阪城天守閣所蔵 書状には『獲物のウズラが少なく退屈してあくびが出てしまった』や、『いただいた菓子が余りにも美味で直ぐ食べてしまい、恥ずかしい』など、戦国武将でなく「人間: 伊達政宗』を 感じさせられる微笑ましい内容が記されています。まるで現代人のメール ☑ みたいですね(*^^)v

現在の工事状況

今年度は、幹線道路に面した『沿道施設街区』の造成工事を中心に 『追原·久野線(県道竜ヶ崎阿見線BP)の4車線化·歩道整備』『上·下 水道、ガス管などの供給処理施設の敷設』工事などを進めております。

また、関連事業として国道125号BP方向への追原・久野線(県道 竜ヶ崎阿見線BP)整備についても、平成21年初夏のP.Oオープン に合わせ、県道稲敷阿見線まで開通出来るように築造工事を進め ております。

その他、商業・業務施設用地内では、交通渋滞緩和のためICから 直接進入できる道路(通称D.A)工事などを進め、今秋からはP.Oの 施設建築工事も始まりました。

今後も、たくさんの工事が吉原地域内で展開される事となります。 みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



▲追原·久野線地区外工事(追原地内)



▲堀尻通り線沿道街区造成工事



▲追原·久野線4車線化工事

全国建設技術協会などの現地視察が行われました



9月26日に牛久市 議会が現地視察に訪 れました。

また、11月27日に は、茨城県建設技術 協会が訪れ、事業の 概要や商業・業務施 設用地を始めとした 地区内の工事状況等 について、視察研修が 行われました。



▼進みゆくダイレクトアクセス関連工事、プレミアム・アウトレット建設工事(圏央道より)



みなさまへのお願い

【住所や氏名、権利などが変わるときにはご連絡ください】

住所や氏名、また所有権などの変更があった場合には、お手数ですが**竜ケ崎土木事務所阿見吉原地区** 整備課までご連絡ください。

今後、重要な通知などをお届けできなくなったり、換地上の支障が出たりすることもありますので、ご協力をお 願いいたします。

また、家屋の建築を行う場合や融資などにより金融機関に提出する各種証明書が必要 になった場合も、当事務所に所定の用紙をご請求ください。

◎住所が変わったとき

◎所有権などの権利が変わったとき

◎土地の分合筆などをしようとするとき

ご連絡ください



地区内において、次のような建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条 (建築行為等の制限)の規定に基づき、阿見町長の許可が必要です。

ただし、その建築行為等が将来事業進行の障害になる場合など、許可にならないものもありますので、

事前に当事務所にご相談ください。

- ◆ 建築物(家屋など)や工作物(看板など)の新築、改築又は増築
- ◆ 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
- ◆ 重量が5トンを超える物件(分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものは除く。)の設置又は堆積

◎『仮換地証明』や『底地証明』などが必要となったとき

……証明書交付願用紙をご請求ください ※インターネットのホームページからのダウンロードが可能になりました。

工事担当の長嶋です。 工事へのご協力 よろしくお願い いたします。



当地区は、宅地や施設整備に関わる様々な工事を実施しており、工事区域周辺のみなさま には大変ご迷惑をおかけしております。

工事用車両の出入りなどには十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は 非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようご協力をお願いいたします。

なお、地区内の町道は従来通り通行できますが、一部工事用道路としても利用しており ますので、通行の際はご注意ください。

特にこれからは、子供たちも冬休みに入りますので、ご家庭において【工事現場への **立ち入りが非常に危険であること**]をよくお伝えくださるよう、お願い申し上げます。

【不法投棄の防止】

不法投棄を発見した方は、阿見町役場、牛久警察署または、竜ヶ 崎土木事務所までご連絡ください。また不法投棄車両の車種・ナン バーなどを確認できた場合も、合わせてご連絡ください。

みんなで美しい吉原地区を不法投棄から守って行きましょう。 よろしくお願いいたします。



퓻 付

【阿見吉原地区の詳しい情報を知りたい方は今すぐホームページへアクセス】

「計画の概要」や「事業新着情報」などが紹介されています!

●茨城県庁のホームページアドレス http://www.pref.ibaraki.jp



【阿見吉原地区に関するお問い合わせは…】

茨城県竜ヶ崎土木事務所 阿見吉原地区整備課

〒301-0007 茨城県龍ケ崎市馴柴町35

TEL: 0297-65-3411 (内線21·22·39) FAX: 0297-65-1415

まちづくりについての 「ご意見」や「ご質問」など、 お気軽にご相談ください。





発行日 平成20年12月25日